

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

大分県宇佐郡安心院町

2 構造改革特別区域の名称

「安心の里」農業特区

3 構造改革特別区域の範囲

大分県宇佐郡安心院町の全域

4 構造改革特別区域の特性

安心院町は、大分県の中北部に位置し、北は宇佐市、南は別府市に接しており東西12km、南北18.5kmに広がっており、面積147.17km²の内約7割は山林で占められている。

町は、緑豊かな山々に囲まれた盆地であり、歴史的文化遺産と豊富な観光資源に恵まれ、また肥沃な農地では米麦、ぶどうを中心とした農業が営まれ農業と観光を中心としたまちづくりが進められてきた。

安心院町では町の将来像を「ささえあうまち」、「ゆとりあるまち」、「やすらぎのまち」にさだめ、この実現のために「安心の里づくり」を基本理念として町が町民にも訪れる人にも「安心の里」と実感できるようなまちづくりを進めている。

町の基幹産業は農業であり、米、果樹（ぶどう）、畜産、さらに近年ではいちご、花卉の施設園芸作物が作付けされている。特に昭和46年に国営駅館川地区農用地開発事業で造成された西日本一のぶどう団地は、本町農業の基盤確立に大きく寄与した。

(1) 遊休農地の発生状況

安心院町における遊休農地の発生状況は、農業者の高齢化や担い手不足等により近年益々増加する傾向にある。平成12年の耕作放棄面積は18,432aで平成7年に比べ2,908a増加している。今後、更に担い手の減少に伴い遊休荒廃化が進むものと考えられる。

遊休荒廃農地の増加は、雑草の繁茂、病虫害の発生並びに有害鳥獣の温床となり近隣農地への悪影響など様々な問題を巻き起こしている。このようなことから、その発生防止と解消・有効活用は緊急の課題となっている。

(2) 農業従事者の高齢化

本町基幹的農業従事者のうち65歳以上の割合(平成12年度末現在)が56.1%となっていることから、今後、農業従事者のリタイアに伴い、遊休荒廃農地が増加していくものと予想される。

(3) 新規就農者の確保

遊休荒廃農地の増加に伴い、安心院町では担い手となりうる農業者の確保のため、平成2年より町外からの新規就農者の募集を行い現在(平成14年度末)23戸の農業者が誕生している。

(4) 都市農村交流の推進

安心院町では農業・農村を守ることを基本に、都市との交流による農村全体の自立を目指すグリーンツーリズムの推進を図っている。平成4年民間によるアグリツーリズム研究会の発足以来、平成9年町議会での「グリーンツーリズム取り組み宣言」議決、また官民共同の安心院町グリーンツーリズム推進協議会が設立された。平成13年には町役場内に全国初のグリーンツーリズム推進係を設置し専任による推進体制を強化している。活動内容は、会員制農村民泊の実施、中高生による体験学習の受入れ、環境・美化に関する活動等を行っている。特に会員制農村民泊においては、安心院方式と呼ばれ平成14年大分県により旅館業法、食品衛生法上の基準が緩和された。平成14年度において都市からの農村民泊に訪れた人数は2500人を超え、また、体験学習並びに修学旅行として受け入れた中高生は5校、300人に上る。本年度もすでに、6校、500人を受け入れている。

都市と農村双方の感動産業として、また、産業・環境・教育に関わるまちづくり手段として今後より一層の推進を図っていく。

また、ぶどうのオーナー園を設置し、ぶどうの袋かけやもぎ取り作業等の体験を通じて交流を深めている。平成15年度オーナーの人数は67名となっている。

5 構造改革特別区域の意義

本町の農用地面積は2,143haであるが、農業従事者の高齢化や担い手不足により遊休荒廃農地の増加が見込まれる。当該地域において、構造改革特別区域法第16条の特例措置の適用により、農業生産法人以外の法人が農業に参入し農業経営を行うことは、新たな担い手の確保につながり、遊休荒廃農地の有効活用につながり意義あるものとする。また、農地の取得に際する下限面積の緩和は新規就農者の確保を図る上で大きな成果が期待できる。

このような事業の成果は、遊休農地解消はもとより、農地の有効利用が図られることにより多彩な農業生産活動が可能となるだけでなく、農村の持つ貴重な地域資源を守ることにより都市農村の交流が活発となり安心院町の農業及び商工業の活性化を図る上で意義あるものとする。

6 構造改革特別区域計画の目標

特区区域内において農業生産法人以外の法人が農業参入することにより、高齢化、担い手不足が進む中での遊休荒廃農地の解消が図られ、農業外からの新たな担い手の確保を行うことにより本町の農業振興と農村の活性化を図ることを目標とする。

また、遊休荒廃農地の有効利用は、中山間農業地帯における農村の自然風景を取り戻すとともにその保全を図ることはグリーンツーリズムやぶどうオーナー園等の都市と農村の交流を深める上で貴重な資源となる。

交流人口が増加することにより農産物直売所での本町産農産物の購入や消費を増やすことで本町農業、農村の活性化を図る。

特定事業については、将来的には3社の参入を目指し、遊休農地の貸付面積は5年間で10haを目標とし、下限面積要件の緩和により、新規就農者の受入を5年間で10人を目標に受け入れ、3haの農地取得を進める。

これにより、5年間で合計10ha + 3ha = 13haの遊休農地の有効活用を図る。

このようなことにより、安心院町が町民にもまた訪れる人にも「安心の里」と実感出来るようなまちづくりを進めていく。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 新たな担い手創出効果

株式会社等、農業生産法人以外の法人による農業への参入を認めることは、担い手の減少が続いている中で、農業外から新たな担い手の確保が図られ、遊休荒廃農地の有効利用や防止が可能となる。また、雇用の促進が図られるとともに地域農業の活性化が推進される。

これに伴う農業生産額の増加は、5年後には10a当たり300万円、全体で3億円、また雇用により1人200万円、30人で6,000万円の収入増が見込まれる。

区 分	現 在	目 標 (5 年 後)
法 人 数	0	3 法人
遊休農地解消面積	0	10 ha
雇 用 の 増 大	-	30 人

(2) 新規就農者の確保

農業生産体験を通じて農業への理解を深めることにより、遊休農地を利用した新規就農者の確保が図られる。

年 度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
新規就農者受入予定人数	2人	2人	2人	2人	2人

(3) 農地の多面的機能の維持等

農業生産法人以外の法人による農業への参入や新規就農者の確保は、雑草や雑木の繁茂による病害虫の発生や鳥獣害の温床となっている遊休荒廃農地の解消につながり、保水など農地の持つさまざまな機能を確保し、洪水や土砂崩れなどの災害の発生を抑制する。

(4) グリーンツーリズム等による都市農村交流の推進

グリーンツーリズムやぶどうオーナー園等による農業生産体験を通じて都市農村の交流人口の増大を図ることで、農業への理解を深め、ふれあい市場等の地域農産物直売所の販売拡大が期待できる。

区 分	現 在	目 標 (5 年 後)
交流人口(農泊者)	2,500人	5,000人
農産物直売所販売高	25,000万円	50,000万円

8 特定事業の名称

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業(1001)

農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業(1006)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

新規就農者確保対策事業

東京・大阪・福岡での新規就農相談会への参加による募集活動を行う。
年間確保目標2名

グリーンツーリズム推進事業

都市農村の交流を図るため農村民泊や体験学習の受入れを行う。
年間農泊者5年後5,000人目標

ぶどうオーナー園設置事業

ぶどうオーナーを募集し、農作業の体験を通じて交流を図る。
平成16年度オーナー目標人数 80人

園芸産地改革促進生産対策事業(県単)

園芸産地の生産性の向上や担い手の育成を図るため、遊休農地を利用した園地再整備や植栽を行う。

農地保有合理化促進事業

新規就農者の経営定着を円滑にするため、農地保有合理化法人が取得した農地において農業技術等の実地研修を行い、農業技術の習得を見極めた上で売り渡すことで、就農希望者の初期の負担を軽減する。

(別紙)

1 特定事業の名称

1001

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

安心院内の農地を借り受けて農業に参入する農業生産法人以外の法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日以降

4 特定事業の内容

構造改革特別区域計画の認定日以降、町が遊休農地を農地所有者から借受け、特定事業の実施により耕作等の事業を行う株式会社等へ貸付けるとともに、町と株式会社等が構造改革特別区域法第16条第2項第2号により協定を締結し、事業の適正な実施を行う。

当初は、(株)ファインド・ニュースが特定事業により、遊休農地を活用した農業生産を行う。

当初参入予定法人：株式会社ファインド・ニュース

事業区域：安心院町の全域

事業開始：平成16年5月上旬

認定日以降のスケジュール

- ・ 賃貸借契約に伴う賃借料の予算化(平成16年3月)
- ・ 賃貸借契約の締結(土地所有者、安心院町)(4月上旬)
- ・ 賃貸借契約の締結及び協定書の締結(安心院町、株式会社)

株式会社が行う農業の内容及び実施方法

当初参入予定である株式会社ファインド・ニュースは、ハーブの加工、販売を行っている。原材料となるハーブ等については現在、農家に委託生産し調達をしている。

今後、会社では、町内の農家への委託生産と併せ自社農園を整備し、品種の研究改良と併せ、計画的な生産を進め、安定した調達供給とコスト低減を図る。

5 当該規制の特例措置の内容

安心院町では遊休荒廃農地の増加が深刻な状況であり、農業生産法人以外の法人による農業の参入は、遊休荒廃農地の解消と農地の多面的機能の維持等を図り、本町農業の維持、発展を推進する上で有効と考える。

本町の遊休荒廃地面積は平成7年には15,524aであったが、平成12年には18,432aと約12%増加している。

また、基幹的農業従事者のうち65歳以上の割合は、平成7年には40.7%であったが、平成12年には56.1%と高齢化が進んでいる。

遊休農地の増加は深刻な状況であり、なおまた、担い手の減少も懸念されている。このような事から、当該規制の特例措置を受けようとする株式会社ファインド・ニューズが農業に参入し、遊休農地の有効活用を図ることは、農地の多面的機能の維持や地域農業の活性化が期待されることから、当該特例措置の適用が是非必要である。

また、今後5年間に3社の特定法人を受け入れることを目標とし、これによって10haの遊休農地の解消が期待できる。

センサス	区 域	経営耕地面積(A)	耕作放棄地面積(B) (遊休農地)	$(B)/(A) \times 100$ (%)
1995	特区内	1846.90ha	155.24ha	8.4
2000	特区内	1630.23ha	184.32ha	11.3

センサス	区 域	基幹的農業従事者数 (A)	基幹的農業従事者数 (65歳以上)(B)	$(B)/(A) \times 100$
1995	特区内	1,045人	426人	40.7
2000	特区内	998人	560人	56.1

(別紙)

1 特定事業の名称

1006

農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

安心院町中山地区内の農地等の権利を取得する者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日以降

4 特定事業の内容

中山地区は、米とぶどうを中心作物とする農業地区である。近年農業従事者の高齢化や担い手不足により遊休農地の増加が進んでいる。このため、新規就農希望者を受け入れることにより、農地の有効活用や地域活性化を進めるため、構造改革特別区域と設定して農地の取得に際する下限面積の設定を行う。

○ 事業区域：安心院町中山地区

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 中山地区における経営耕作地面積と耕作放棄地面積(遊休農地)、基幹的農業従事者数は次のとおりです。

センサス	区 域	経営耕作地面積 (A)			耕作放棄地面積 (B) (遊休農地)			(B)/(A)×100 (%)
		うち 田	うち樹園地		うち 田	うち樹園地		
1995	特区内	6101a	3699a	2342a	1014a	404a	553a	16.6
2000	特区内	5519a	3309a	2168a	949a	333a	559a	17.2

センサス	区 域	基幹的農業従事者数 (A)	基幹的農業従事者数 (B) (65歳以上)		(B)/(A)×100
1995	特区内	83人		34人	40.9
2000	特区内	67人		37人	55.2

経営耕作面積の内、水田については近年基盤整備が行われた結果、全体の面積が減少した。樹園地については、植林等による面積の減少とともに耕作放棄地が増加傾向にある。また、基幹的農業従事者の減少とともに65歳以上人数は年々増加傾向にある。

このため、特別区域が「遊休農地や効率的利用を図る必要がある農地が相当程度ある」と判断した。

(2) 安心院町は大分県の北部に位置する中山間農業地域であり、中山地区は町の南西地域にあり水稲とぶどうを主体とした複合経営（水稲作付農家35戸の内28戸）が中心の農業経営を行っている。当該地区の樹園地は過去パイロット事業（昭和40年代）により山林原野を造成した土地で、労働力の配分を考慮したぶどう（4品種）の植栽が行われた。一戸当たり平均面積は80aとなっている。農地造成は、傾斜角15°までを山成工、15°以上を階段工で行われた。

しかし、当初は団地ごとに品種を統一し植栽したために保有園地が散在した。このため高齢化等による労働力の低下によって条件の悪い園地から耕作放棄が行われ遊休化されている状況である。

また、今後担い手となりうる新規就農者を受け入れる場合50aの農地では初期投資が多くなり、技術も未熟なため経営的に不安がある。また、10aの農地ではぶどう等による農家経営は困難であり、安定的な農業経営を行う上では少なくとも30aの農地が必要である。

このため、本特別区域の下限面積を30aに設定し、今後5年間に10人の新規就農者を受け入れることを目標に推進する。

これによって3haの遊休農地の解消が期待でき、地域活性化が図られる。

現状面積	設定面積
50a	30a

○適用区域内の農業者の営農及び農地利用状況

センサス	農家数	経営耕地面積	水稲作付面積	普通畑	ぶどう	その他	不作付け(耕作放棄含)
2000	34	5485a	2303a	32a	1175a	120a	1855a

○適用区域内及びその周辺地域（5集落）の平均経営面積

2000センサス	適用区域内		周辺地域（5集落）	
	水田	ぶどう	水田	ぶどう
農家数	35戸	28戸	74戸	1戸
総面積	3309a	1175a	6064a	70a
平均経営面積	94.5a	42a	81.9a	70a

○町内全体と適用区域内及びその周辺地域（5集落）の認定農業者数

平成15年9月1日現在

	町全体	適用区域内	周辺地域(5集落)
認定農業者数	143戸	8戸	6戸

○適用区域内の認定農業者の平均経営面積

(経営改善計画)

	水 田	ぶ ど う
農 家 数	8 戸	8 戸
総 面 積	1 0 0 5 a	9 7 5 a
平均経営面積	1 2 5 . 6 a	1 2 1 . 9 a

適用区域内の認定農業者における経営面積は、適用区域内及びその周辺地域内の平均経営面積を上回り、また、水稻及びぶどうの複合経営での営農形態である。

平均的な労働力は夫婦2人であり、また、後継者のある農家は1戸であるため、今後規模拡大を図るのは困難である。むしろぶどうハウス等施設の導入と品種更新による労働力分散による農家所得の増大を期待している。

さらに基幹的農業従事者における65歳以上の割合は55.2%であり今後も増加することが推察されるため、遊休農地の有効活用による新規就農者の受入れについては農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれはないと認められる。